

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、勤めていた会社を昭和 54 年 3 月末に退社した後、国民年金に切り替えて、国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の年金記録が無い。当時、夫の保険料と一緒に納付しており、私の分だけ未納ということは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 54 年 4 月以降、国民年金加入期間について、平成 3 年 3 月を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料についての納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫については申立期間の保険料納付が確認できる上、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人の夫と一緒に申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月、15年1月及び16年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月
② 平成15年1月
③ 平成16年1月

私は何度か転職しており、年金手帳のフリガナが「A」となっていたこともあって、平成16年1月*日に年金相談センターへ行き、記録を確認したところ、厚生年金保険加入期間の間に国民年金の未加入期間があったため、その時点で支払うことができた3か月分の国民年金保険料である約4万円を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の発行年月日欄には、平成16年1月*日と記載されている上、オンライン記録において、同日付けで申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格記録が追加入力されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間①及び②の保険料を過年度納付し、申立期間③の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、平成15年12月までは国民年金に未加入であり、16年1月に加入手続を行い、遡って国民年金の被保険者資格を取得する場合、申立期間①、②及び③のほかにも該当する期間があったものの、上記のとおり当該期間のみ資格記録が入力され、申立人が所持する年金手帳にも当該期間の資格記録が記載されており、当該時点で納付可能であった期間の保険料を納付したとする申立内容と一致する。

さらに、B年金事務所では、当時、C年金相談センターが所在する建物内で国民年金保険料の集合徴収を定期的を実施しており、同会場では、納付書を発行することなく、保険料を収納していたとしていることから、申立人は、当該会場で当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年7月まで

私は、昭和53年2月に会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。その後、54年8月から勤務することになった会社の担当者に年金手帳を提出したところ、「国民年金は自分で届出や保険料を納付するため、漏れてしまうことがあるので、気を付けるように。」と助言してくれた。家に帰って納付書を探したところ、未納になっている納付書があったので慌てて納付した記憶がある。また、自宅に未納のお知らせや納付書が送付された場合には、必ず納付していた。申立期間の保険料について、もう一度よく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るB市の昭和54年度の国民年金収滞納一覧表を見ると、昭和54年7月に異動処理（市外転出）されているものの、同年4月から同年6月までの納付書は発行されていることが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった上、申立人が所持する年金手帳では、A市への住所変更が55年2月9日付けと記載されており、同市では、54年7月の納付書を発行することが可能であったことから、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、当該期間のうち、平成15年7月31日は18万円、16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日、同年12月22日、18年7月31日及び同年12月25日は15万円、19年7月31日は14万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から9年11月1日まで
② 平成13年1月10日から19年9月1日まで
③ 平成13年1月10日から19年9月1日まで

私が勤務したA社及びB社において、申立期間①及び②の標準報酬月額が4万円ぐらい少ない。また、申立期間③の年2回の賞与について、厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準

報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から、平成13年1月から19年8月までは24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主から回答を得ることができないが平成13年1月10日から19年9月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、申立人の所持する賞与明細書、源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額通知書並びに社会保険事務所が保管する賃金台帳の写しにより確認できる厚生年金保険料額から、平成15年7月31日は18万円、16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日、同年12月22日、18年7月31日及び同年12月25日は15万円、19年7月31日は14万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成15年12月の標準賞与額については、申立人は賞与明細書を所持しておらず、申立人の主張する賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本に記載されている元事業主に照会したところ、回答は無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当

該期間について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が当時支給されていた給与と比べて4万円ぐらい少ない記録となっている」と主張している。

しかしながら、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主に照会を行ったが、回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により確認できる申立期間①当時に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員19人に対して照会したところ、7人から回答があったものの、申立人の給与からの保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年6月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA県B課C出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月22日から同年12月頃まで

私は、昭和24年6月から同年12月頃までの期間、C市に所在したD駐留軍関係の製造販売会社に勤務していたが、厚生年金保険の期間が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B課C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、被保険者資格取得日(昭和24年6月22日)の記載はあるものの、資格喪失日の記載が無い基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、申立人の同出張所における業務内容についての詳細な供述から、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の前後140人の元従業員のうち、申立人と同様、資格取得日が記載されているものの、資格喪失日が記載されていない元従業員が38人確認できる。

一方、申立人は、「大学在学中は毎年6月から翌年1月頃までD駐留軍等で仕事をしていた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が昭和28年に卒業するまでに、申立人の主張とほぼ一致する被保険者記録が確認できることから、少なくとも、昭和24年6月22日の被保険者資格取得日

が確認できる同年6月はA県B課C出張所で被保険者であったと考えられることから、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は同年7月1日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年6月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA県B課C出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月1日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A県B課C出張所に係る被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年2月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月27日から同年3月1日まで
② 平成6年4月6日から同年5月1日まで

私は、直前に勤務していたB社を平成5年2月26日に退職し、翌日の同年同月27日から6年4月までの間、A社に勤務したが、当時の給料明細書を見ると、14か月分の厚生年金保険料控除が確認できるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録は同年3月1日から6年4月6日までの13か月となっていることに納得できない。

また、A社を平成6年4月5日に退職後、すぐにC社に入社したにもかかわらず、同社の厚生年金保険被保険者記録が同年5月1日からとなっていることに納得できない。

当時の給料明細書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあったA社の給料明細書等により、申立人は同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出のあったA社の給料明細書の厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は資料が無く不明であると回答しているものの、オンライン記録に

よると、申立人の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成5年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のC社における資格取得日は平成6年4月26日であると確認できることから、申立期間のうち、少なくとも同日以降については同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあったC社のものと確認できる22枚の給料明細書を見ると、支給月が4月であり、厚生年金保険料控除額が1万8,150円と記載された1枚が確認できるところ、平成6年11月に、保険料率が145/1,000から165/1,000に変更され、それに伴いオンライン記録の標準報酬月額（22万円）から算出される保険料控除額も1万5,950円から1万8,150円に引き上げられていることから判断すると、支給月が4月と記載された当該給料明細書は、申立期間②の6年4月ではなく、7年4月の給料明細書であると考えられることから、申立人から提出のあった22枚の給料明細書の中には、申立期間②の6年4月に係る給料明細書は含まれておらず、申立期間②に係る給与からの保険料控除を確認することができない。

さらに、C社は、平成11年7月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主に照会を行ったが、宛先不明により返戻されてきたため、当該事業主から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない上、申立人が名前を記憶する元同僚、及びオンライン記録から同社において申立期間②に被保険者記録を確認できる元同僚を抽出し、所在の判明した13人に照会したところ、8人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態等についての供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年11月は59万円、同年12月から14年5月までの期間及び同年7月から15年3月までは41万円、同年4月から同年12月までは47万円、16年1月から同年4月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

私は、取締役としてA社で勤務していたが、申立期間に受け取っていた給与と国(厚生労働省)の標準報酬月額が異なっているので、調査してほしい。

なお、申立期間においては、給与が支払われていなかった月が1回か2回あった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から平成13年11月は59万円、同年12月及び14年2月から同年4月までは41万円、16年3月及び同年4月は50万円に訂正することが妥当である。

また、申立人と同じく取締役であった元同僚の所持する給与明細書(ただし、平成14年1月及び同年2月、同年4月、同年6月、同年12月の給与明細書は

所持していない。)によると、平成13年12月から16年4月まで同額の保険料が控除されていたものと推認できる上、当該保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料よりも高額であることが確認できる。

さらに、上記の明細書によると、平成13年12月からは総支給額の1割を削減した報酬額、14年10月から15年12月までは通勤交通費を計上していない報酬額、14年11月からは基本給と調整手当の合計額を1割削減した報酬額が支給されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない期間について、申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたか否かについては、これを確認できる資料は無いが、申立人についても上述の元同僚と同様に、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料が控除されていたものと考えられ、その控除額の算出方法についても同様に行われていたものと認めるのが相当である。

以上のことから総合的に判断すると、申立期間のうち、上記の給与明細書を所持している期間及び平成14年6月を除く期間に係る標準報酬月額については、元同僚の給与明細書に記載されている報酬額及び保険料控除額並びに申立人が所持している給与明細書に記載されている報酬額及び保険料控除額から、14年1月、同年5月及び同年7月から15年3月までは41万円、同年4月から同年12月までは47万円、16年1月及び同年2月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務担当者から、実際の給与より低い標準報酬月額を届け出たことを聞いたことがある。」旨回答していることから、当該期間について事業主は、社会保険事務所(当時)の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年6月の標準報酬月額について、上記の元同僚は、「業績が悪かったので、当該月の給与は支給されていない。」と供述しており、申立人は、「取締役は同じ月の給与が支給されていない。」と供述している上、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年7月から同年10月までは5,000円、同年11月から27年3月までは8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年5月5日まで

私は、昭和26年1月1日から28年5月4日までA社に在籍し、週6日フルタイムで就労した。申立期間に厚生年金保険に加入していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和26年9月1日から同年9月30日までの期間、同年11月1日から同年12月31日までの期間及び27年2月1日から同年3月31日までの期間については、B県が保管する申立人に係る特別調達資金支払証憑書ひょう（以下「証憑書」という。）により、申立人が、A社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和26年7月1日から同年8月31日までの期間、同年10月1日から同年同月31日までの期間及び27年1月1日から同年同月31日までの期間に係る証憑書は確認できないものの、上記証憑書には退職したことを示す記載が無いこと、及び申立人は当該期間において継続して勤務していたことについて具体的に供述していることから、申立人が当該期間についてもA社に継続して在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人に係る昭和27年3月1日から同年同月31日までの期間に係る証憑書の備考欄に、「Discharged 31 March 1952」の記載が確認できることか

ら、申立人は27年3月31日にA社を退職したことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和26年1月1日資格取得、同年7月1日資格喪失）は、平成6年6月30日に基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和26年1月1日と記録されているものの、同資格喪失日の記載が確認できないところ、オンライン記録において、申立人の当該事業所に係る資格喪失日が同年7月1日と記録されていることについて、C事務センターは、「当該資格喪失日の認定の根拠については、資料が無く判断できない。」と回答していることから、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る証憑書の記録から、昭和26年7月から同年10月までは5,000円、同年11月から27年3月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年4月1日から28年5月5日までの期間については、申立人の所持する「STANDARD PASS」の記載から、申立人が当該期間のうち、27年5月5日から28年5月4日までの期間において、Dハイツで勤務していたことはうかがえるものの、申立人の職種は「E業務」と記載されており、当該「STANDARD PASS」の中央部分には直接短期雇用従業員を意味する「DIRECT HIRE EMPLOYEE」の押印が確認できることから、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）により、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、26年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人並びにクラブ、寄宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならず、雇用先の事業の業態により被保険者となるものとならないものに区分された取扱いがなされている。

また、C事務センターは、「『Dハイツ』の名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。」と回答しており、上記「STANDARD PASS」からはDハイツとA社との関連性は確認できない上、B県は、「昭和27年5月以降の証憑書に申立人の氏名は見当たらない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を詳細には記憶しておらず、申立期間当時に

A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在の判明した16人に当時の状況を照会し、9人から回答を得たものの、当該9人全員が申立人を記憶しておらず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和27年4月1日から28年5月5日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和26年8月1日から27年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を26年8月1日に、資格喪失日に係る記録を27年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月11日から27年3月1日まで

私の妻は、昭和24年6月11日から27年3月1日までA社に在籍し、BハイツのC職として勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和26年8月1日から同年同月31日までの期間、同年10月1日から同年同月31日までの期間、同年12月1日から同年同月31日までの期間及び27年2月1日から同年同月29日までの期間については、D県が保管する申立人に係る特別調達資金支払証憑書(以下「証憑書」という。)により、申立人は、A社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和26年9月1日から同年同月30日までの期間、同年11月1日から同年同月30日までの期間及び27年1月1日から同年同月31日までの期間に係る証憑書は確認できないものの、上記証憑書には、退職したことを示す記載が無いこと、及びBハイツで共に勤務していた申立人の夫が当該事業所で申立人が継続して勤務していたことについて具体的に供述していることから、申

立人が当該期間についてもA社に継続して在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る証憑書の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖されており確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険出張所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和26年8月から27年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和24年6月11日から26年8月1日までの期間については、D県が保管する申立人に係る前渡資金支払証憑書により、申立人が当該期間のうち、25年9月1日から同年同月6日までの期間において、E社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該証憑書によると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立期間当時にA社又はE社において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の判明した42人に照会し、14人から回答を得たものの、当該14人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入について証言を得ることができない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和24年6月11日から26年8月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年4月18日から32年4月30日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は32年4月30日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和32年4月30日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を32年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月18日から32年7月1日まで

私は、昭和29年にA社に入社以来、昭和33年8月に退社するまで、途中、B社に社名変更しているものの、継続して勤務していたが、申立期間に係る年金記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同様に、昭和31年4月18日にA社で被保険者資格を喪失し、32年7月1日にB社で被保険者資格を取得した元従業員が申立人のほかにも14人確認でき、そのうち4人は、「申立期間において申立人は勤務していた。」と供述しており、そのうち3人は、「A社とB社は事業主及び所在地が同一であり、途中で名称が変わっただけである。申立期間当時、継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたが、被保険者記録が無い。」と供述していることから、申立人が、申立期間において、両社で継続して勤務

し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和31年4月18日から32年4月30日までの期間については、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した31年4月18日に、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、同社に係る事業所別記号番号台帳（被保険者数の増減表）によると、上記の処理は、32年4月18日に行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別記号番号台帳によると、当該事業所が適用事業所でなくなった日以降の昭和31年9月15日に、二人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る被保険者名簿によると、昭和31年9月15日付けで被保険者資格を取得した上記二人の資格喪失日は、資格取得日より前の同年4月18日と記録されている上、このほか同日付けで被保険者資格を喪失した被保険者が申立人を含め19人確認できるところ、これらの者の標準報酬適用年月日欄を見ると、そのうちの17人は、当該事業所が適用事業所でなくなった日より後の31年10月に定時決定したことを示す「31.10.1算」、残りの二人のうちの一人については同年8月に月額変更したことを示す「31.8」の記載がそれぞれ確認できる（残りの一人は、31年4月以降に標準報酬月額の決定に係る記録無し）。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、昭和31年4月18日に資格を喪失している申立人を含む21人について、その備考欄には、被保険者証を返納したことを示す「証返納済」の押印が無く、当該事業所が適用事業所でなくなった日（昭和31年4月18日）以降に二人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和31年4月18日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所でなくなった処理を行ったことが確認できる32年4月30日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年10月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和32年4月30日から同年7月1日までの期間については、当時の同僚の証言により、申立人はB社に勤務していたことが推認できる。

また、前述のとおり、複数の同僚は、「A社とB社は事業主及び所在地が同一であり、途中で事業所名称が変わっただけで、申立期間当時、継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

一方、オンライン記録によると、B社は昭和32年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、同社が適用事業所となる前の期間であるが、商業登記簿謄本により、同社は31年12月*日に法人登記されていることが確認できる上、元従業員の証言から当該期間中も事業継続していたことが認められることから、当該期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における昭和32年7月の社会保険出張所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険出張所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年4月から同年7月までは14万2,000円、2年4月から同年9月までは15万円、3年4月から同年7月までは18万円、4年4月から同年7月までは22万円、8年7月及び同年8月、同年12月、9年4月、同年6月から同年8月までの期間並びに11年4月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から平成14年10月1日まで
A社（現在は、B社）で勤務していた申立期間の給料支払明細書の支給金額と標準報酬月額とに相違がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳（抜粋）で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、平成元年4月から同年7月までは14万2,000円、2年4月から同年9月までは15万円、3年4月から同年7月までは18万円、4年4月から同年7月までは22万円、8年7月及び同年8月、同年12月、9年4月、同年6月から同年8月までの期間並びに11年4月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「給与の支給合計に見合う報酬月額に関する届出を行っていない。」としていることから、事業主は、給料支払明細書及び事業所記入の賃金台帳（抜粋）で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月から平成元年 3 月まで、同年 8 月から 2 年 3 月まで、同年 10 月から 3 年 3 月まで、同年 8 月から 4 年 3 月まで、同年 8 月から 8 年 6 月まで、同年 9 月から同年 11 月まで、9 年 1 月から同年 3 月まで、同年 5 月、同年 9 月から 11 年 3 月まで、同年 5 月から 14 年 9 月までについては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月21日から52年1月20日まで

A社において昭和51年12月21日に資格を喪失し、B社において52年1月20日に資格を取得したことにより、年金記録に1か月の空白期間が生じている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚、元上司の証言及び当該元上司の所持する給与明細書から判断すると、申立人はA社において継続して勤務し（同社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、上記元上司は、「昭和52年1月20日にB社が設立され、同日に私を含む7人全員が同社に転籍した。」と証言していることから、同年1月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月の社会保険事務所(当時)の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和51年12月21日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年同月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年2月は28万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から19年7月1日まで

A社から他社に派遣され、平成2年10月から19年6月末まで勤務していたが（給与は、派遣元のA社から支給）、7年4月1日から19年7月1日までの期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と比べ低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年2月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年4月から19年1月までの標準報酬月額については、給料支払明細書が確認できない上、事業主は既に死亡していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成7年4月から19年1月までの標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和39年2月21日と認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年同月21日まで

私は、昭和33年11月から44年6月までの間、A社に正社員として継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。同一会社内の転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管する人事異動辞令から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していた（A社から同社B営業所に異動）ことが確認できる。

また、異動日については、上記人事異動辞令によると、「昭和39年2月20日B営業所C職を命ずる。」と記載されていることが確認できるところ、申立人は、当該辞令について、「当時勤務していたA社のD事業所において、同日に交付され、翌日、転勤した。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和39年2月21日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者の資格喪失日に係る記録を平成3年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に平成2年6月1日に入社し、3年9月1日に同社のベンチャー部門であるB社に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、A社の資格喪失日が同年8月31日となっており、同記録が1か月分欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年9月1日に、A社から同社のベンチャー部門であるB社に異動したが、仕事内容は異動前と同じだった。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、A社における離職日は同年8月31日、B社における資格取得日は同年9月1日となっていることから、申立人は、申立期間においても継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人と同様、平成3年8月31日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日にB社において被保険者資格を取得している元従業員18人に照会したところ、そのうち3人から申立期間に係る保険料控除等について回答があり、「申立期間の保険料は控除されていた。被保険者記録が継続していないのは当時の事務担当者のミスである。」、「申立期間の保険料は控除されていた。当時の事務担当者が資格喪失日に係る届出を誤って行った。B社に異動後も勤務場所、仕事内容も同じで

あり、名刺もA社のものを使っていた。」、「人事異動や入退社する社員が多く、事務処理が十分でなかったのではないかと思う。」とそれぞれ供述している

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（平成3年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年8月のオンライン記録により、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に閉鎖しており、元事業主から確認することはできないが、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成3年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付をした場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を昭和62年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月6日から同年5月2日まで
国の年金記録では、A社C支店から同社本社に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和62年4月6日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和62年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 4469 (事案 2511 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年3月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月1日から同年10月1日まで
② 平成8年12月31日から10年8月31日まで

今回提出する新たな資料(A社の代表取締役自筆の月別支払賃金メモ)から、申立期間①については、標準報酬月額が給与手取り額より低い額となっていること、申立期間②については、厚生年金保険被保険者の資格喪失日(平成8年12月)前後の給与手取り額が同額であることから、当該期間の保険料控除額も同額であったことが確認できるため、申立期間①及び②の記録訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する26万円と記録されていたところ、平成8年9月9日付けで、同年3月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間①当時の被保険者5人(申立人及び元事業主を含む。)全員について、平成8年9月9日付けで、同年3月1日に遡って従前の標準報酬月額より低い標準報酬月額に減額処理されていることが確認できるものの、当該事実について、A社から回答は無く、上記被保険者5人から申立期間①当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額(9万8,000円)相当額に減額されたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、平成8年9月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年9月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即しとは考え難く、申立人について同年3月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録、申立人から提出のあった預金通帳の写し及び元同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことはうかがえるとしながらも、i) A社は平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、被保険者5人(申立人及び元事業主を含む。)全員が同日に被保険者資格を喪失していること、ii) 上記5人全員が健康保険任意継続被保険者資格を取得していること、iii) 上記5人のうちの1人は、被保険者資格を喪失したため、同年同月から国民年金に加入して保険料を納付しており、当該期間について厚生年金保険料は控除されていなかった旨の証言していること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、22年12月27日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情を示す資料として平成12年頃作成されたとするA社の代表取締役自筆の8年4月から10年6月までの月別支払賃金メモを提出し、「当該賃金メモにより、申立人の資格喪失日(8年12月31日)前後の手取り額(当該賃金メモでは支給予定額及び実支給額)が全て同額であることから、資格喪失日後の申立期間②についても厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張して、再申立てを行っている。

しかしながら、当該賃金メモにより、平成8年4月から9年5月までの支給予定額及び実支給額は20万6,438円であることは確認できるものの、申立期間②の各月における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間②における申立人の住所地の市役所によると、平成7年から10年までの所得分の市県民税台帳兼課税台帳は保管しているとしながらも、申立人に係る7年から9年までの所得分の当該台帳を確認することができないとしている上、10年所得分の当該台帳からA社における記録は確認できず、申立人の申立期間②における給与収入額及び社会保険料額を確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務手続きを行っていたと供述する社会保険労務士は、「当該事業所に関する書類は保管しておらず、平成8年頃からは、当該事業所から手続や相談依頼を受けていないため、申立てに係る事情については分からない。」と証言している上、上記社会保険労務士及び元同僚

は、「当該事業所は、事業主の親族であった会計士の事務所に税務等の帳簿の管理を依頼していた。」と証言しているものの、当該会計士及び当該事務所の詳細は不明であり、厚生年金保険料控除を確認できる資料の保管の有無等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、同資格喪失日は19年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から18年7月までは30円、同年8月から19年9月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

私は、昭和17年4月にB社に勤務し、同じ敷地内にあったC社の関係の仕事をしていた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和17年4月から19年12月までB社で勤務した。」と主張しているところ、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で同じ生年月日の基礎年金番号に統合されていないA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき（資格取得日は昭和17年5月1日、労働者年金保険制度は同年6月1日から施行、資格喪失日は未記載。）、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

一方、複数の元従業員が、「B社と同じ建物の中にA社があり、C社の事業所は、同じ敷地内と道路を挟んだ2か所にあった。」と証言しており、商業登記簿によると、申立人が申立期間直後から厚生年金保険被保険者記録を有するC社は、昭和19年10月*日にB社及びA社を吸収合併していることが確認できるところ、申立人がB社で一緒に勤務した元同僚として名前を挙げた一人は、17年1月1日から19年10月1日までの間、A社において、被

保険者記録が確認できる上、当該元同僚は、「私は、16年4月から19年12月までD職としてB社に勤務した。申立人は私の1年後輩で、17年4月から同社で勤務し、同社がC社と合併する頃も働いていたと思う。」と証言している。

また、当該未統合記録には、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が記載されていないものの、昭和18年8月の標準報酬月額改定の記録が確認できる。

さらに、E事務センターによると、「B社及びA社に係る事業所別被保険者名簿は見当たらない。」と回答しており、申立人に係る年金記録が適切に管理されていないことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は19年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、旧台帳から確認できる当該未統合の記録から、昭和17年6月から18年7月までは30円、同年8月から19年9月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月1日まで

平成8年6月に就職したA事業所における厚生年金保険の被保険者期間を見ると、同年10月から9年3月までの標準報酬月額が低く記録されている。8年10月に身分の変更や給料の変更の説明を受けていないし、欠勤もしておらず、報酬額が10万円も減額していれば、気付かないはずがない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の平成8年分標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の控えによると、申立人に係る「報酬月額」の欄には、同年5月は0円、同年6月は22万2,330円、同年7月は25万4,330円、「報酬月額の平均額」の欄には、当該3か月の合計額を3で除した15万8,886円、「決定後の標準報酬月額」の欄には16万円と記載されており、この金額はオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、事業主は、当該算定基礎届の控えの内容により申立人の報酬月額を社会保険事務所に届け、社会保険事務所は、これに基づき申立期間の標準報酬月額を16万円と決定したものと認められる。

しかしながら、申立人は、平成8年6月に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同年5月は被保険者資格を取得する前の期間である上、上記の算定基礎届の控えにおいても、申立人の同年5月の報酬が無いことが明らかであり、制度上、同月は、平均報酬月額の計算から除外すべき期間である。

また、B事務センターでは、「本件は、平成8年6月及び同年7月の2か月

の平均をもって標準報酬月額を決定すべきであり、本来の標準報酬月額は、24万円である。仮に被保険者報酬月額算定基礎届において、事業所が誤って3か月の平均額により届出を行ったとしても、社会保険事務所は、平均額を検算の上、修正すべきであり、本件は、事業所が誤って記載して提出されたものが、社会保険事務所における検算も漏れて、そのまま事務処理されたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

兵庫国民年金 事案 2816 (事案 397、1118 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年10月まで

私は、昭和45年頃、3、4回にわたり長男を乳母車に乗せてA市役所へ行き、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について相談をした。申立期間当時、近所に居住し、夫が身の回りの世話をしていた夫の母親は、同年6月から国民年金保険料を納付しており、私もその頃から保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前々回及び前回の申立期間に係る申立てについては、申立人が昭和45年4月頃に国民年金の任意加入手続を行ったとしているところ、i) A市の国民年金手帳払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月1日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金の任意加入被保険者となった日として同日が記載されていること、ii) 45年4月頃に申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市及び社会保険庁(当時)に現存する関連資料において不自然な記載等は認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月4日付け及び21年7月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして再々申立てをしている。

しかしながら、申立期間に係る申立てについては、前回及び前々回に通知のとおり、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月1日に払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも同日の記載がある上、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者期間である

ため申立人は国民年金に任意加入の期間となり、制度上、任意加入被保険者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができない。

また、今回改めて申立人が婚姻した昭和41年2月から50年10月まで、A市において国民年金手帳記号番号が払い出された4万10件を調査したものの、申立人に対する同手帳記号番号の払出しは見当たらない上、ほかに申立期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料も見当たらず、再々申立ては、委員会の当初の決定を変更すべき事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私は、平成6年に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料は、未納にすることなく納付してきた。しかし、申立期間の1か月が未納とされており納付できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料は未納にすることなく納付してきたと主張している。

しかしながら、申立人は、5回にわたる過年度納付がオンライン記録により確認できるものの、申立人が申立期間後に転居したA市のマスターチェックリストによると、申立期間前後の国民年金保険料は、転入前のB市で現年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料は未納と記録されている。

また、B市及び社会保険事務所（当時）によると、申立期間当時の国民年金保険料に係る収納事務は、送付する保険料の納付書を機械印字し、OCR（光学式文字読取機）で処理していたとしており、記録管理の信頼性が高かったものと考えられ、金融機関で納付した記録が欠落するとも考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで

私は、平成14年5月から19年9月まで大学生で、毎年、A市役所で在学証明書を提出して学生納付特例の申請をしていた。平成16年度が未納の記録になっていることを17年度に知って以降、毎年、記録訂正を求めているが訂正されないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても学生納付特例の申請を行ったと主張している。

しかしながら、オンライン記録の納付督促事蹟^{せき}によると、平成17年10月8日付け納付督促事蹟には、社会保険事務所（当時）職員が戸別訪問した結果、本人から過年度納付できないとする回答があったと記録されている上、申立人も同年11月頃、国民年金保険料の未納通知が有ったとしており、当該時点における過年度保険料に係る未納期間は16年4月から17年3月までであることを踏まえると、申立人は、当該納付督促日において、申立期間が未納であることを認識していたものとみるのが自然である。

なお、申立人は、上記の未納通知により年金相談を行ったとしており、当該時点で学生納付特例が認められるのは平成17年4月からである。

また、オンライン記録の納付督促事蹟によると、平成18年12月7日付け電話督促結果は、「伝言 学特申請書送付する」、19年5月8日付けには、「母 TEL 9月まで学生 申請書送付」との記録に対し、平成18年度及び19年度の学生納付特例は、それぞれ18年12月15日及び19年5月11日に受け付けていることから、納付督促事蹟と学生納付特例申請の受付の状況が符合しており、申立期間についての記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予

されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月まで国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年3月まで

私は、平成22年1月に年金事務所に行き、国民年金保険料が未納とされている期間について領収書を提出したところ、領収書があった期間については、年金記録が訂正された。

しかし、領収書が無い昭和48年6月から49年3月までの申立期間については、未納のままである。35年以上も昔のことなのに、領収書が無いからといって記録が訂正されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期は定かではないが、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月に払い出されており、申立人が当時に居住していたA市の国民年金適用関係届を見ると、申立人は、同年2月25日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、上記のA市の国民年金適用関係届では、申立人が加入手続を行った時点で遡って国民年金保険料を納付することが可能であった昭和49年4月から51年3月までの過年度納付書が交付されていることが確認でき、申立人が所持する領収書から、当該期間の保険料を52年3月及び53年3月に過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

昭和36年4月頃、亡くなった母が私の国民年金加入手続を行い、以後、独立して別に店を出すまで、母が自宅に来た集金人に私の国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人が独立するまで、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の加入状況から、同年2月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合せず、当該加入手続時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である上、A市の国民年金過年度収滞納一覧表及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳のいずれにおいても申立期間の保険料は未納である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私が国民年金の被保険者資格を取得した昭和36年4月当時、私はA地区内で両親と同居し、両親は私の分も含め国民年金保険料を毎月、集金人に納付していた。その後、37年8月にB地区に家族で転居したが、当時、同居していた弟及び家業の店の従業員は保険料を納付しているのに、私だけに未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和36年4月当時、申立人の両親と同居しており、両親は申立人の国民年金保険料を含め集金人に納付し、その後の転居先でも、申立人の弟及び従業員と同様に保険料を納付していると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金の加入時点からみて、申立期間の一部は国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間は未納と記録されており、保険料の納付が開始されたのは、申立人の弟と同時期である昭和42年4月からであることが確認できる。

さらに、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名

を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年3月までの期間及び63年6月から平成2年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から61年3月まで
② 昭和63年6月から平成2年4月まで

私は、両親の勧めもあったので、国民年金の加入手続を行い、申立期間①について国民年金保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②については、夫がAという会社に勤務しており、海外勤務期間中は、社長が代行して私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、両親の勧めもあったので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、申立期間②について、申立人の夫がAという会社に勤務し、海外勤務中については同社の社長が代行して保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が申立期間①当時に居住していたB市の申立人に係る国民年金被保険者台帳の「届出年月日」欄には、「昭和61年7月1日」と記載されていることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間①の一部は既に時効により保険料を納付できない。

また、上記のB市の国民年金被保険者台帳の「納付記録」欄では、申立期間①については未納となっていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。さらに、申立期間②について、C市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン

記録において、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人の夫がAとしている会社（商業登記簿上、D社）の事業主であるE氏に照会したところ、「申立人の夫は記憶しているが、当社との雇用契約は無く、年金にも加入させていない。」と証言しており、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月及び63年6月から平成2年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月
② 昭和63年6月から平成2年4月まで

申立期間①について、私は、昭和56年4月の途中からA事業所（当時）に採用になり、勤務し始めたが、同年4月分は厚生年金保険ではなく、国民年金保険料を納付するよう勤務先から言われ、国民年金に加入して、保険料を納付した。

また、申立期間②については、Bという会社に勤務しており、海外勤務期間中は、社長が代行して国民年金保険料を納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和56年4月に勤務先で、同年4月の分については、国民年金保険料を納付するよう言われたので、国民年金に加入して保険料を納付し、申立期間②について、B社という会社に勤務し、海外勤務中については同社の社長が代行して保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認され、国民年金に加入した時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、C市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録において、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人がB社としている会社（商業登記簿上、D社）の事業主であるE氏に照会したところ、「申立人は記憶しているが、当社との雇用契約は無く、年金にも加入させ

ていない。」と証言しており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月

夫が平成7年8月にA社を退職した際、夫が上司から、申立期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付する必要があることを教わったため、私は夫とB社会保険事務所(当時)で保険料を一緒に納付した。このことについては、自宅から同社会保険事務所まで車で約2時間を要したこともあり、よく記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年8月に申立人の夫が会社を退職後、B社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を申立人の夫と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係るC県D町の国民年金被保険者カードでは、申立人は、申立期間について、国民年金保険料の納付を要しない第3号被保険者として管理されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の夫が平成7年8月21日に船員保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人の第3号被保険者非該当の処理が8年12月9日に行われていることが確認でき、この時点で申立人は第1号被保険者となることから、申立期間が国民年金保険料の未納期間となったものであるが、このことにより同年12月16日に社会保険事務所(当時)から発行されたと考えられる過年度納付書について、申立人は、「納付書が送付されてきたが、保険料を納付しなかった。」としている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から48年1月まで

私は、昭和46年1月に会社を退職し、すぐに、同僚3名と共に会社を立ち上げた。近いうちに、会社を法人化するつもりであったので、国民年金の加入については考えていなかったが、幼い子供がいるのであれば、国民健康保険には加入しなければならないと聞き、妻がA市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、国民健康保険と国民年金は一緒に加入しなければならないと聞いたので、妻が国民年金の加入手続を一緒に行った。その後、妻が申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付してくれていたが、年金記録を確認すると、申立期間の保険料を納付した記録が無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、国民年金に未加入の期間であることから、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私は、平成3年4月頃、学生が国民年金に強制加入となったことに伴い、母が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同じく母が、毎年4月に送られてきた納付書により、毎月、郵便局又は銀行で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の資格入力日から、平成7年8月に払い出されており、A市の国民年金の納付記録によると、申立人は、同年8月28日付けで新規加入（資格取得日は、同年3月1日）と記録されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、上記国民年金の納付記録において、申立期間に係る資格記録は見当たらず、申立期間は、国民年金に未加入の期間であることから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成3年4月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年3月までの期間及び56年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から51年3月まで
② 昭和56年4月から63年3月まで

私は、勤めていた工場で厚生年金保険に加入できなかったため、妻が、昭和46、47年頃にA役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、自身の分と一緒に納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和46、47年頃にA役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、自身の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の妻はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市の国民年金収滞納一覧表においても納付記録は見当たらない。

また、申立期間②について、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金収滞納一覧表において国民年金保険料の納付記録が見当たらない上、申立人には、平成元年2月8日に過年度納付書が社会保険事務所（当時）から発行されていることがオンライン記録により確認でき、当該納付書の発行時点では、当該申立期間に保険料の未納があったものと考えられるが、その後に保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻にも、納付記録は見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私は、学校卒業後、国民年金保険料を含む私に関わる生活費を両親が負担するという約束で、家業を手伝っていた。また、結婚時に母親が私に、「これからは自分で払うように。」と国民年金手帳を渡してくれた。

ところが、年金問題が発覚する前の平成15年に、60歳で年金受給の手続を行った際、私の結婚前の保険料納付記録が無いと教えられた。私の母親は、昭和36年4月から保険料が納付済みと記録されている。納付できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に払い出されており、申立人は41年9月1日発行の国民年金手帳を所持していることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部の期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、一部の期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において過年度納付した記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、上記の加入手続時点では、申立期間のうち、昭和41年4月以降の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったものの、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には、昭和41年度及び42年度について検認印は見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記録も一致することから、当該期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

昭和42年4月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでは国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間直後の昭和44年度について、所持する国民年金手帳の領収印から記録が回復したこともあり、婚姻以前の期間の記録が抜けたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意被保険者の記録から、昭和44年12月頃に払い出されたものと確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和42年10月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも申立期間の保険料を遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から54年1月まで

昭和54年頃、A県B市の職員が自宅に来て、20歳から遡って納付できることを教えられ、納付することを伝えたと、振込用紙が送られてきた。

今まで貯金していた分と夫から出してもらった分を併せ、B市役所にある郵便局で30数万円を納付した。数日後、オレンジ色の年金手帳が送られてきたので安心したことを記憶している。

数年前に年金手帳はオレンジ色からブルー色に変更になり、現在そのオレンジ色は所持していないが、20歳から支払った記録がそのオレンジ色の手帳に記録されているように思う。詳しく調査して私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃にB市役所内にある郵便局で20歳まで遡って申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認できる上、申立期間のうち、婚姻後の44年10月以降については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立人は国民年金に任意加入の期間となることから、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において54年2月5日任意加入と記載されており、制度上、任意加入被保険者は加入した日から国民年金被保険者資格を取得することとなるほか、婚姻前の期間についても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 7 月から 45 年 1 月末まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 7 月から 45 年 1 月末まで A 社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、昭和 47 年 7 月に清算終了している上、元事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「A 社では、アルバイトとして勤務していた。」と供述しており、申立人の所持する国民年金手帳によると、同社の前に勤務していた B 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、直ちに国民年金に加入し、申立期間当時において、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間当時、A 社の所在地であった C 市において「D」を含む名称の厚生年金保険の全ての適用事業所に係る被保険者原票を確認したが、申立人の氏名を確認できない上、申立人の雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 41 年春頃から 42 年春頃まで
③ 昭和 42 年春頃から 44 年 10 月まで

申立期間①について、私は、昭和 38 年 4 月に A 社に入社し、41 年 4 月に退職するまでの間、同社に継続して勤務した。

また、申立期間②について、昭和 41 年春頃から個人経営である B 事業所で勤務を開始し、42 年春頃まで、同事業所に継続して勤務した。

さらに、申立期間③について、昭和 42 年春頃に C 事業所で勤務を開始し、44 年 10 月まで同事業所に継続して勤務した。

申立期間①、②及び③についての厚生年金保険被保険者記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 38 年 4 月に A 社に入社し、41 年 4 月に退職するまでの間、同社に継続して勤務した。」と主張しているところ、商業法人登記簿により、申立人が記憶する事業主名及び事業内容が一致する D 社が存在することが確認できる。

しかしながら、D 社は、「当社は申立期間当時から現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所となったことはない。また、申立人が勤務していたか否かについては当時のことを知る者がいないため、不明である。」と回答している。

また、E 事務センターは、「適用事業所名簿の記録から、A 社及び D 社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、A 社の元同僚の氏名について記憶していないため、当該事業所の元従業員から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「昭和 41 年春頃から B 事業所で勤務を開始し、42 年春頃まで、同事業所に継続して勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、個人経営である「B 事業所」が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、「B 社」が適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の現在の事業主に対し照会を行ったが、回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において被保険者資格を有していた元従業員 4 人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、一人から回答があったが、「申立人が勤務していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、B 社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名を確認することはできない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「昭和 42 年春頃に C 事業所で勤務を開始し、44 年 10 月まで継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間③の期間のうち、42 年春頃から 43 年 3 月までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、C 事業所の元事業主は既に死亡している上、同社に係る被保険者名簿により、昭和 43 年 4 月以降の期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた元従業員 12 人のうち、連絡先が判明した 6 人に照会を行ったが、回答のあった 3 人全員が申立人のことを記憶していないと供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C 事業所に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年から 59 年頃まで

私は、昭和 57 年から 59 年頃までの約 2 年間 A 社 B 支店（現在は、C 社）でパート社員として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年から 59 年頃の約 2 年間に A 社 B 支店においてパート社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C 社は、「人事台帳を見ると、当時社員契約をしていた者の中に申立人が確認できないことから、パートもしくはアルバイトである可能性はあるが、申立人が勤務していたか否かについては当時の申立人に係る資料が無いため確認できない。」と回答している上、A 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和 57 年 1 月から 59 年 12 月までの期間に被保険者資格を取得している元従業員 197 人のうち、申立人と同年代の人を 24 人及び当該元従業員から紹介のあった 9 人に照会をしたところ、23 人から回答があり、全員が「申立人については記憶にない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入等について確認することができない。

また、健康保険組合は、「申立人に係る当組合の健康保険の加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、A 社 D 支店に係る被保険者名簿を見ると、昭和 57 年 1 月から 59 年 12 月までの間に資格を取得した被保険者 197 人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険記号番号に欠番は見られない上、申立人に係る雇用保険被保険者記録を見ると、申立期間及び A 社に係る被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人に係る国民年金の被保険者原票を見ると、昭和 57 年 11 月 7

日から60年2月1日の期間は、国民年金の資格を取得し任意加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 19 日から 46 年 5 月 11 日まで

私は、昭和 45 年 5 月 19 日にA社に入社し、46 年 5 月 10 日まで同社からB社に派遣されていたにもかかわらず、A社における年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社し、同社からB社に派遣されていた。」と主張しているところ、元従業員の証言から期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明である上、元事務担当者も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録を有する 38 人に照会したものの、回答があった 19 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、前述の元従業員が名前を記憶する複数の元従業員についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者記録を確認できないことから、同社は、必ずしも全ての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において申立人の氏名を確認することができない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 11 日から 9 年 9 月 1 日まで
私の厚生年金保険の記録は、平成 8 年 2 月 11 日に被保険者資格を喪失されているが、私の身分保全の裁判の判決により認められた期間が含まれていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した「平成 8 年（ワ）第*号雇用関係存在確認請求事件」の判決文から、事業主が主張する平成 8 年 2 月 10 日付けの懲戒解雇は無効とされ、申立人の主張する 7 年 11 月から 9 年 8 月までの雇用契約関係の存在が確認され、事業主は当該期間の未払賃金について支払義務を免れない旨の判決がなされていることが確認できる。

しかしながら、上記の判決文には、申立人は、平成 7 年 11 月以降、業務に従事した形跡はない旨が記載されている上、申立人は「同年同月以降、会社には入社しておらず、給料も支払われなかったことに起因して当該訴えを提起した。」と供述していることから、申立人は申立期間において勤務していなかったことがうかがえる。

また、当該判決文中には、申立期間の厚生年金保険料の取扱いについては明記されていない上、A 社は既に破産終結しており、元代表取締役に照会したものの回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 8 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 1 日までの期間について、国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できるところ、申立人は、当該手続は申立人自身が行った旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4477 (事案 235 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 21 日から 32 年 2 月 15 日まで
② 昭和 32 年 5 月 5 日から 33 年 1 月 15 日まで

私は、A社で、昭和 31 年 3 月 21 日から 33 年 1 月 15 日までの期間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされており、記録の訂正を申し立てたところ、B 第三者委員会から、平成 20 年 11 月 19 日付けで申立てを認めることができないとして、通知を受け取ったが納得できない。

今回の申立てに際して、元同僚に「一緒に働いていた。」という手紙を書いてもらったので、もう一度審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無いこと、ii) 申立人は、昭和 31 年 7 月に撮影された社員全員が写ったとする写真を提出しているが、写真に写っていないながらも健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されていないと思われる人が、申立人のほかにも数人確認できることから、当時、申立事業所が全ての従業員を加入させていたのではなく、何らかの基準に基づいて選別した従業員に限って加入させていたことがうかがえること、iii) 申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、厚生年金保険料の控除等を確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 19 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は新たな資料として、元同僚二人の手紙

及び前回提出のあった写真に元同僚の氏名を書き込み（前回は氏名が未記入）提出し、再度、調査・審議をしてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から新たな資料として提出された元同僚二人の手紙の内容を見ると、二人とも、「申立人は、A社に勤務していたことは記憶しているが、勤務時期は分からない。」と記述されており、当該手紙からは、申立人が同社において勤務していたことはうかがえるものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、勤務期間を確認することができない。

また、今回、申立人及び元同僚の供述により、写真に写っている25人のうち21人の氏名が判明したところ、当該21人について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、そのうち申立人を除く3人（氏名が判明したことから再確認）は当該写真の撮影当時（昭和31年7月）の被保険者記録が確認できず、申立人が仕事を教えてもらったと記憶する元同僚も、申立人が同社の被保険者資格の取得日と主張している31年3月21日よりも後の同年7月1日に資格を取得していることが確認できる上、当該21人のうち、申立人が記憶する5人の元同僚に照会したところ、3人から回答があったが、そのうち二人は今回申立人が提出した手紙の差出人であり、残りの一人は、「申立人を知らない。」と回答しており、今回の再申立てに当たり、申立人から提出のあった元同僚の手紙及び写真は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

さらに、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月21日から14年4月1日まで

私は、A社の事業主を務めており、平成14年6月に社会保険事務所（当時）の窓口で過去3年分の厚生年金保険料を遡って納付した。

しかし、国の年金記録では、厚生年金保険料を納付したはずの申立期間の同保険の加入記録が無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間に同社の代表取締役として在籍していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険法では、「適用事業所に使用される65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」とされていたところ、申立人は、平成10年*月*日に65歳に到達していることから、申立期間に同保険の被保険者となることができない。

また、平成14年4月1日に厚生年金保険法が改正され、「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」とされたが、改正時点において65歳以上70歳未満の者が改正日以前に遡って被保険者資格を取得することはできない。

さらに、年金事務所によると、「当時の関係資料は保存されておらず、申立人が説明を受けたと記憶する担当課長は、既に死亡しているため、申立人の主張について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から4年1月21日まで

私は、A社で、アルバイトとして勤務した後、平成2年7月1日から正社員となり、厚生年金保険に加入したので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で、アルバイトとして勤務した後、平成2年7月1日から正社員となり、厚生年金保険に加入した。」と主張している。

しかしながら、A社は既に破産しており、申立期間当時の事業主は、「私は実務に関わった経験が無いので、事務のことは分からない。」と回答し、破産当時の事業主は、「私が代表に就任した平成19年9月当時、会社は既に破産状態にあり、総務関係の資料・データも平成10年以前のは散逸し、調べることはできないため、不明である。」とそれぞれ回答している上、申立人は、「同社の重役が採用してくれて、採用から半年経過した頃に、その重役から「本雇にして、厚生年金保険に加入してあげる。」と言われた。」と主張しているところ、当該重役は、「覚えていない。」と供述しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社の元従業員二人が、申立人を記憶しているものの、いずれも「申立人の入社日は分からない。」と供述している上、このうちの一人は、「申立人は試用期間6か月のアルバイト社員で採用され、その後1年ごとの契約アルバイト社員として雇用されていたと思う。アルバイト社員は厚生年金保険に加入しないはずである。」と供述し、同社において総務事務を担当したことがあると供述する別の一人は、「採用面接時に、本人の希望により、正規雇用とするかアルバイト扱いとするかを決めていた。正規雇用の場合は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させたが、アルバイト扱いの場合は、厚生年金保

険や健康保険のみならず、雇用保険にも加入させなかったもので、給料から保険料を一切控除していないはずである。」とそれぞれ供述している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の同保険の被保険者資格取得日は平成4年1月21日となっており、厚生年金保険の記録と一致する上、申立人のA社に係る厚生年金保険資格取得日前後に同資格を取得した元従業員のうち、同資格取得時において、年齢が55歳以上であり、直前の厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以上経過している8人（申立人を除く。）の雇用保険の資格取得日を確認したところ、全員、厚生年金保険の資格取得日と一致することが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

日本年金機構による被保険者記録照会回答票によると、A社（現在は、B社）の勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 60 年 6 月 1 日になっているが、同年同月 30 日まで勤務していたので、資格喪失日は同年 7 月 1 日である。

詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出があった申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和 60 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間、A社において勤務していたことが確認でき、オンライン記録と一致する上、B社から提出のあった申立人に係る人事異動通知書（辞令書）によると、申立人は、同年同月同日までの期間について任用され、同日に退職したことが確認できるところ、同社は、同通知書について、「複写式の書類であり、同じものを申立人に交付したと考えられる。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する 18 人について、B社に、人事記録における退職日を照会したところ、当該 18 人のうち 17 人について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同院における退職日と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、上記の人事記録等のほか、社会保険被保険者台帳を提出しており、当該台帳によると、申立人に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 60 年 6 月 1 日と記載されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 20 日まで
A社に勤務していた申立期間における年金記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間の年金記録が無い。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の前後に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 18 人のうち、連絡先が判明した 8 人に対して照会したところ、二人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

さらに、B健康保険組合は、「保管期間が経過しているため申立人の加入記録を確認できない。」と回答している上、公共職業安定所は、「申立期間について、雇用保険の加入記録は見当たらない。」と回答している。

加えて、申立期間当時のA社における被保険者原票には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号の欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 8 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、当時A職をしていたB氏の誘いを受け昭和 46 年 3 月 1 日にC社にA職の見習として入社した。入社当初は厚生年金保険に加入していなかったが、B氏の退職に伴いD職からA職に昇格した 51 年 10 月 8 日に厚生年金保険に加入した。私の標準報酬月額が加入時に社長と約束した標準報酬月額より低い 15 万円とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時に支給されていた報酬月額と年金記録における標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、C社は既に廃業し、元事業主は死亡しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、当時の経理担当者は、「給与支給額に相当する標準報酬月額に見合う保険料しか控除していない。社長は厳格な人だったので、保険料を多く控除することはない。」と証言している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間に被保険者記録を有し、連絡先が判明し聞き取りを行うことができた元従業員 8 人全員が当時の給与明細書を所持しておらず、当時の報酬月額及び保険料控除額等を確認することができない上、このうち二人は「私の標準報酬月額の記録は正当なものとなっている。」と供述している（残りの 6 人は、不明と回答）。

さらに、申立人に係る被保険者原票を確認しても、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致する上、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで

申立期間における標準報酬月額の記録と、給与支給額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額について、実際もらっていた給与支給額と相違がある。」と主張している。

しかしながら、元事業主は、「会社が破産したため給与、保険事務等の関係資料が無く、申立期間の標準報酬月額について申立てどおりの届出を行ったか否か、申立期間に係る保険料について標準報酬月額が 10 万 4,000 円相当以上の保険料を納付していたか否かは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人は、「平成 16 年 3 月頃社長から経営悪化のため標準報酬月額を下げるとの説明後、給与の手取り額が少し増えたことを記憶しており、その原因は、保険料控除額が少なくなったためかもしれない。」と供述している上、申立期間において当該事業所で被保険者資格を有する元従業員の一人も、「16 年初旬、社長から従業員に『経営悪化により保険料負担を軽減したいので給与支給額はそのままにし、標準報酬月額を下げる。』との説明があった。」と証言しているところ、当該元従業員が所持する給与明細書によると、給与支給額に変更は無いものの、厚生年金保険料控除額のみが減額変更されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時A社で被保険者資格を有する元従業員 18 人のうち、申立人及び元事業主を含む 5 人が平成 16 年 7 月 1 日付けの月額変更で、二人が同年 9 月 1 日付け定時決定でそれぞれ標準報酬月額

を減額されていることが確認できるものの、処理日はどちらも同年9月10日であり、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 6 日から 32 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 5 月 6 日から A 社で働いていたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 32 年 8 月 1 日となっている。入社当初の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 29 年 5 月 6 日から A 社で勤務した。」と主張し、申立期間の始期頃に写したとする写真 3 枚並びに 31 年 3 月、同年 4 月、同年 5 月及び 32 年 3 月頃の日付が確認できる「日誌帳」を提出しているところ、当該日誌帳には、同社における勤務状況が記載されている上、複数の元同僚が、「申立人は 29 年頃から、同社で勤務していた。」と証言している。

しかしながら、A 社では、「当時の資料は保存しておらず、当時の担当者は死亡しており、申立人に係る在籍及び保険料控除等については不明である。」と回答している上、当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、申立人が入社した当時、既に同社で勤務していた元同僚として名前を挙げた二人は、それぞれ昭和 32 年 3 月及び 35 年 4 月に同資格を取得していることが確認できる上、同社において申立期間頃に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた 6 人（このうち 5 人は、申立人が記憶する元同僚）に照会したところ、回答のあった 4 人中 3 人が、「自身が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日とは相違する。」と証言しており、このうちの一人は、「同社の従業員は入退社の出

入りが多く、入社してもなかなか厚生年金保険に加入させてくれなかった。私の入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日は約3年相違し、未加入期間の給料から、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言し、経理補助をしていたとする別の一人は、「厚生年金保険の未加入者から保険料を控除して、保険料が余ったという記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人は、「私は、昭和30年頃に足にけがをしたとき、健康保険証が無かった。勤務していたが、会社が保険加入の手続きをしてきていなかったのだと思う。」と供述している上、上記の日誌帳の32年3月18日付けと考えられるページにも、当時、事業主が申立人を健康保険に加入させていなかった旨の記載が確認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の資格取得日は、いずれも昭和32年8月1日と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 25 日まで
国の年金記録では、A社で勤務していた昭和 33 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 25 日までの期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、私は当時、年金の知識は皆無であり、同手当金は受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社を退職後の昭和 42 年 4 月に入籍しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は同年 9 月 5 日に旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金は同年 10 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで

私は、A社に勤務した平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが実際の給与額と相違がある。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、平成 9 年 6 月 24 日付けで、7 年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「会社は社員 300 人を抱え、自社ビルの各フロアーに営業や経理などの担当部署があり、各部署の責任者に仕事を任せていた。経理業務に関しても担当者に任せており、遡及訂正に関しても私は関与していない。」と主張しているが、申立期間当時の経理担当者は、「平成 9 年頃、会社には社会保険料の滞納があり、会社を守るために仕方なく行った。自分一人で決定することではないので、減額訂正の対象者を誰にするか等、当時の取締役や幹部候補生の者に相談した。対象となる者から同意を得たかどうかまで覚えていないが相談はしたと思う。」と供述していることから、申立人はA社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。